

高松市農福連携スタートアップ事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、本市における農福連携（障がい者が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組をいう。以下同じ。）への農業者や福祉事業者などの参入及び継続的な取組を促進し、本市における農福連携を一層拡大させるため、第3条で定める補助対象者に対し、予算の範囲内で農福連携スタートアップ事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めることにより、農業分野における障がい者の就労や生きがいづくりの場を創出するとともに、多様な農業人材の確保及び育成を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 農作業請負 「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（平成19年4月2日障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知（令和6年3月29日障障発0329第7号改正））に定める要件を満たして行う「施設外就労」であって、次号に掲げる農業者等から請け負った農作業（地元産の農産物を対象とした調製、出荷及び加工を含む。）を当該農地等において行うことをいう。

（2） 農業者等 次のアからオまでの区分に応じ、当該アからオまでに掲げる者のいずれかに該当するものをいう。

ア 認定農業者 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。

イ 認定新規就農者 法第14条の4第1項の青年等就農計画の認定を受けた者をいう。

ウ 農地所有適格法人 農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。

エ 認定農業人材 香川県の多様な農業人材経営計画認定要領（令和 6 年 4 月 1 日付け 6 農経第 9 4 2 1 号）第 6 第 1 項に規定する認定を受けた者をいう。

オ 農業者団体 農業協同組合等の農産物の生産者等で組織する団体であって、その受益農業者が 3 名以上であるものをいう。

（3）福祉事業者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 3 6 条第 1 項に規定するサービス事業所のうち、市内で就労継続支援を行う者をいう。

（補助対象者）

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、この補助金の交付の申請時点において、市内に居住し、若しくは所在する農業者等又は、当該農作業請負を行う事業所が市内に所在する福祉事業者とする。

（補助対象内容等）

第 4 条 補助金の交付の対象となる補助対象者の行う内容（以下「補助対象内容」という。）、補助の要件及び補助金の額は、別表に定めるところによる。

（事前協議）

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「事前協議申請者」という。）は、高松市農福連携スタートアップ事業に係る事前協議承認申請書（様式第 1 号）に関係書類を添えて、当該年度の 1 2 月 2 8 日までに市長に提出しなければならない。

（事前協議の承認及び通知）

第 6 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認の適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により事前協議を承認することに決定したときは、高松市農福連携スタートアップ事業に係る事前協議承認通知書（様式第 2 号）により、当該事前協議申請者に通知するものとする。

3 市長は、第 1 項の規定により、事前協議を承認することが不適当と決定したときは、高松市農福連携スタートアップ事業に係る事前協議不承認通知書（様式第 3 号）により、当該事前協議申請者に通知するものとする。

（交付の申請）

第7条 前条の規定により事前協議の承認の通知を受けた者で、補助金の交付の申請をしようとするもの（以下「補助金交付申請者」という。）は、高松市農福連携スタートアップ事業補助金交付申請書（様式第4号）に関係書類を添えて、市長が指定する日までに市長に提出するものとする。

2 なお、前項の規定による交付の申請における交付申請の額は、前条の規定により受けた通知に記載された補助金割当額の範囲内の額としなければならない。

（交付の決定及び通知）

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付することに決定したときは、高松市農福連携スタートアップ事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により、条件を付して、当該補助金交付申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により、補助金を交付することが不適当と決定したときは、高松市農福連携スタートアップ事業補助金不交付決定通知書（様式第6号）により、当該補助金交付申請者に通知するものとする。

4 市長は、第2項の規定により補助金の交付の決定の通知をしたときは、その通知の日に、交付決定の通知を受けた者から補助金の交付の請求を受けたものとみなし、当該者の補助金の交付の申請において指定のあった金融機関の口座に振り込むことにより、補助金を交付するものとする。

（高松市補助金等交付規則の適用）

第9条 前条までの規定のほか、高松市補助金等交付規則（昭和54年高松市規則第12号）第10条、第11条及び第12条の規定を準用する。

（補助金の経理等）

第10条 補助金の交付を受けた補助対象者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象者	補助対象内容	補助の要件	補助金の額
農業者等 ア 認定農業者 イ 認定新規就農者 ウ 農地所有適法人 エ 認定農業人材 オ 農業者団体	農作業請負の実施における施設外就労の受入。 （事前協議書の提出日又は農作業請負に係る契約の締結の日のいずれか遅い日から事業実施年度の3月31日までの間の受入に係る農作業を対象とする。）	次に掲げる要件の全てに該当すること。 （1） 農作業は、令和6年10月以降に締結した農作業請負に係る契約に基づくものであること。（ただし、香川県社会就労センター協議会を通じて契約を締結する場合は、同月以降に請負委託をしたものであること。） （2） 第6条の規定による事前協議の承認を受けていること。	1日当たり2千円。 ただし、事業実施年度において、農業者等の1経営体当たりの上限の額は20万円とする。
福祉事業者	農作業請負の実施における施設外就労。 （事前協議書の提出日又は農作業請負に係る契約の締結の日のいずれか遅い日から事業実施年度の3月31日までの農作業を対象とする。）	次に掲げる要件の全てに該当すること。 （1） 農作業は、令和6年10月以降に締結した農作業請負に係る契約に基づくものであること。（ただし、香川県社会就労センター協議会を通じて契約を締結する場合は、同月以降に請負受託をしたものであること。） （2） 第6条の規定による事前協議の承認を受けていること。	農作業に従事した利用者1人・1日当たり千円。 ただし、事業実施年度において、福祉事業者の1事業所当たりの上限の額は20万円とする。

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 住 所
氏 名
（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名）
電話番号
生年月日 年 月 日
（法人にあつては、会社設立の年月日）

高松市農福連携スタートアップ事業に係る事前協議承認申請書

令和 年度において次のとおり高松市農福連携スタートアップ事業補助金の交付を受けたいので、高松市農福連携スタートアップ事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、事前協議を申請します。

1 申請者の区分

(1) 農業者等	☐ 認定農業者	☐ 認定新規就農者
	☐ 農地所有適法人	☐ 認定農業人材
	☐ 農業者団体	
(2) 福祉事業者	☐ 就労継続支援（A型）	☐ 就労継続支援（B型）

※該当するものの区分に☑をご記入ください。

2 補助申請予定額

円

3 農作業請負に係る契約の相手方

※香川県社会就労センター協議会を通じて契約を締結する場合は、「香川県社会就労センター協議会を通じ、〇〇〇〇」と記入してください。

4 添付書類

- (1) 農作業請負に係る計画書（別紙）
- (2) 農作業請負の契約書（写し又は案）
（香川県社会就労センター協議会を通じて契約を締結する場合は、契約の相手方との請負内容が分かる書類）
- (3) 農業者等の区分が分かる書類（写し）（「1 申請者の区分」が農業者等の場合添付、認定書等）
- (4) その他市長が必要と認める書類

農作業請負に係る計画書

1 農作業請負の契約の相手方

契約相手方名 (提出日以降に契約を締結する場合は、予定先)	
----------------------------------	--

※香川県社会就労センター協議会を通じて契約を締結する場合は、「香川県社会就労センター協議会を通じ、〇〇〇〇」と記入してください。

2 農作業請負に係る計画

※記入例 農業者等 福祉事業者	月	主な作業内容	農業者等：作業延日数 (日) 福祉事業者：作業延日数 (人・日)	補助申請予定額
	5	ニンニクの収穫	20日	40,000円
	5	ニンニクの収穫	40人・日	40,000円
	4			
	5			
	6			
	7			
	8			
	9			
	10			
	11			
	12			
	1			
	2			
	3			
	合計			

※農作業請負の契約の相手方毎に作成してください。

※農業者等の場合・・・補助申請予定額は、作業延日数（日）×2千円で算出してください。

（ただし、農業者等の1経営体につき上限20万円。）

※福祉事業者の場合・・・補助申請予定額は、作業延日数（人・日）×千円で算出してください。

（ただし、福祉事業者の1事業所につき上限20万円。）

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市農福連携スタートアップ事業に係る事前協議承認通知書

年 月 日付けで申請のあった事前協議の承認については、高松市農福連携スタートアップ事業
補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり承認することに決定したので、通知します。

記

1 高松市農福連携スタートアップ事業補助金割当額

円

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市農福連携スタートアップ事業に係る事前協議不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった事前協議の承認については、高松市農福連携スタートアップ事業補助金交付要綱第 6 条第 3 項の規定により、次のとおり不承認とすることに決定したので、その理由を付して通知します。

記

1 不承認とした理由

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 住 所
氏 名
（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名）
電話番号
生年月日 年 月 日
（法人にあつては、会社設立の年月日）

高松市農福連携スタートアップ事業補助金交付申請書

令和 年度において次のとおり補助金の交付を受けたいので、高松市農福連携スタートアップ事業補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、申請します。

1 補助申請額等

補助申請額		円									
振込口座	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 出張所	種目	口座番号							
			普通 当座								
	フリガナ										
	口座名義人										

※農業者等の場合は合計の作業延日数（日）× 2 千円、福祉事業者の場合は作業延日数（人・日）× 千円。（ただし、上限 2 0 万円）
※補助金の交付の決定の通知があつた場合、その日を請求日として交付決定に通知のあつた補助金の交付を請求します。

2 農作業請負実績

月	主な作業内容	農業者等：作業延日数（日） 福祉事業者：作業延日数（人・日）	月	主な作業内容	農業者等：作業延日数（日） 福祉事業者：作業延日数（人・日）
4			1 0		
5			1 1		
6			1 2		
7			1		
8			2		
9			3		

合計作業延日数	
---------	--

3 添付書類

- （１） 農作業請負契約書（写し）（香川県社会就労センター協議会を通じて契約を締結する場合は、契約相手方との請負内容が分かる書類）
（２） その他市長が必要と認める書類

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市農福連携スタートアップ事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった高松市農福連携スタートアップ事業補助金の交付については、次のとおり交付することに決定したので、高松市農福連携スタートアップ事業補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により、通知します。

1 交付対象年度	年度
2 補助金の交付決定の額	金 円
3 交付条件	(1) この補助金は、高松市農福連携スタートアップ事業補助金交付要綱に基づくものです。 (2) 市長が必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせるときは、これを受けなければなりません。 (3) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。 (4) 高松市農福連携スタートアップ事業補助金交付要綱の規定に違反し、交付の決定の全部又は一部を取り消された場合で、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金を返還しなければなりません。

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市農福連携スタートアップ事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった高松市農福連携スタートアップ事業補助金の交付については、不交付とすることに決定したので、高松市農福連携スタートアップ事業補助金交付要綱第 8 条第 3 項の規定により、その理由を付して通知します。

記

1 不交付とした理由